

那須塩原市総合計画審議会の傍聴に関する要領

平成17年9月27日

告示第309号

(目的)

第1条 この告示は、那須塩原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営の透明性、公平性を確保し、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(手続き等)

第2条 審議会の会長(以下「会長」という。)は、会場の都合等に合わせて、事前に傍聴者の定員を決定するものとする。

2 傍聴をしようとする者が定員を超えた場合には、先着順により傍聴を許可するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、抽選によることができるものとする。

3 傍聴の受付は、会議開始5分前までとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第4条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 会長の許可なく、会議の様態を撮影したり録音したりしないこと。

(3) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(4) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

2 会長は、傍聴者に対して、受付の際に審議会の傍聴に関する遵守事項を示すものとする。

3 傍聴者が第1項各号に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者に対し退場を命じることができる。

(非公開の決定)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 会議の審議内容が、意思形成過程にあつて、当該意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。
- 2 会長は、会議の過程において、前項各号のいずれかに該当するおそれが生じたとき又は審議会の委員からその旨の指摘があつたときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 傍聴者は、非公開の会議に入るときは、会長の指示に従い速やかに退場するものとする。
- 4 会長は、第2項の規定により会議を非公開とするときは、傍聴者に対し非公開とする理由を説明するものとする。

附 則

この告示は、平成17年9月27日から施行する。